

集合住宅での直接収集実施基準

(目的)

第1条 集合住宅における廃棄物の収集は、廃棄物及び資源物の収集作業を効率的かつ適正に実施するため、廃棄物保管庫または簡易保管庫（以下「ごみ保管庫等」という。）から指定された持ち出し場所へ出されたごみについて収集を行うことを原則とする。ただし、一定の基準を満たす場合に限りごみ保管庫等から直接収集を行うことができる。

この基準は、ごみ保管庫等から直接収集を認める場合に関する基本的事項を定め、ごみの収集を安全で円滑に実施することを目的とする。

(対象)

第2条 この基準の対象とする集合住宅とは、ごみ保管庫等を有する建築物をいう。

(直接収集の実施基準)

第3条 直接収集を実施するには、次に掲げる条件が必要となる。

- (1) 収集車両が当該ごみ保管庫等から3m以内に横付けできること。
- (2) ごみ保管庫等の鍵が必ず開いていること。また、ごみ保管庫等内に廃棄物及び資源物以外の物を置いていないこと。
- (3) 構造・設備は、安全かつ容易に収集作業ができるようによること。
- (4) 居住人数は、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準第6条第1号イの「住居占有面積別人員数」による人員算定数が30人未満であること。
- (5) 収集車両を敷地内に入れて収集する場合は、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準第3条第1号設置の基準を満たすこと。
ただし、簡易保管庫におけるゼブラゾーンの大きさは容器を使用する場合に準ずる。
- (6) 直接収集を実施する際に、周辺環境が安全確保の妨げになっていないこと。
- (7) その他特別な事情がある場合で、清掃事務所長が特に認めた場合は、直接収集を行うことができる。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年12月14日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年12月1日から施行する。